

## 別記 16

# 土地調書及び物件調書作成要領

## 土地調書及び物件調書作成要領

### (土地調書の作成)

第1条 受注者は、仕様書第47条から第70条までの規定により実施した用地調査等業務の結果に基づき、次の各号に定めるところにより土地調書（様式第104号）を作成するものとする。

- (1) 工事名、局長名、調査責任者氏名、土地所有者の住所又は所在地及び関係人（土地に関して所有権以外の権利を有する者のうち、担保権者を除く。）の住所又は所在地を記載し、表の右上欄外に土地所有者の氏名又は名称を記入すること。この場合において、調査責任者は、実地調査に際して監督に当たった監督員とする。
- (2) 土地の所在地、公簿上の地目及び地積については、土地調査表の不動産登記簿欄に基づき記入すること。
- (3) 取得又は使用しようとする土地については、土地調査表の現況調査の部欄に基づき記入すること。
- (4) 土地調書には、取得用地等に係る用地平面図を添付すること。

### (物件調書の作成)

第2条 受注者は、仕様書第77条から第99条及び第113条から第116条までの規定により実施した用地調査等業務の結果に基づき、次の各号に定めるところにより物件調書（様式第105号）を作成するものとする。

- (1) 工事名、局長名、調査責任者氏名、物件所有者の住所又は所在地及び関係人（物件に関して所有権以外の権利を有する者のうち、担保権者を除く。）の住所又は所在地を記載し、表の右上欄外に物件所有者の氏名又は名称を記入すること。  
この場合において、調査責任者は、実地調査に際して監督に当たった監督員とする。
- (2) 物件の所在地については、各種の調査表に基づき、これを土地調査表及び実測平面図により確認して記入すること。
- (3) 事業者の資産について事業用資産と家事用資産の区分等が生ずる場合は、備考欄に「事業用」、「家事用」、「共用」の別を記入すること。
- (4) 物件の種類、形状寸法、単位及び数量については、次に掲げるところにより記入すること。

物件の種類	種 類	形状寸法	単 位	数 量
建 物	構造及び用途	—	m <sup>2</sup>	建物延面積
工 作 物	工作物調査表による。	同 左	同 左	同 左
動 産	動 産	—	式	1
	ただし、ピアノについては、「ピアノ」と表示する。	—	台	動産調査表による。
立 竹 木	立竹木調査表の樹種欄による。	立竹木調査表による。	同 左	同 左
墳 墓	石 塔	—	基	墳墓調査表による。
	墳墓工作物については、工作物調査表に準ずる。	同 左	同 左	同 左